

阿字の故郷

高野山真言宗 千手院 情報誌

合同納骨堂(五輪塔)が建立完成間近

境内の合同納骨堂(五輪塔)が年内に完成できる運びとなりました。ご予約の方々は、順次契約と納骨の段取りを取らせていただきますので今少しお待ちください。

本堂の位牌壇にお預かりしている遺骨も出来るだけ納骨して頂ける様にお薦め致しますのでご協力をお願い致します。

尚、これからの時代に大切な合同納骨堂ですので、納骨の予定が無い方でも、建立資金の一部をご寄付頂けると幸いです。

これは大衆供養といって、見返りを求めない崇高なお布施(善行)となります。建立のご寄付額は、任意の金額で結構です。

※納骨費用は、遺骨の既にある方と、自身の納骨の予約の方とで異なりますが、護寺会員または、入会が必要条件となります。

住職の袈裟(納衣・地蔵袈裟)を新調

前任職より継承してきた、お袈裟が寿命を迎え、生地自体が使用に耐えなくなり、やむを得ず以下二両を新調致しました。

大変良い機会ですので、施主になっていただける方が居ればお受け致します。

一、納衣(冬用金襴刺繍入鳳凰柄)四十万円
一、地蔵袈裟(冬用金十字光明真言)三十万円

東日本枢議参与檀信徒研修会に参加

十一月二十四日(月)〜二十五日(火)一泊、ブエナビスタ長野で開催されました。

相模支部の支部長就任の、白井精治副会長をもち立てて、護寺会役員の中から白井好之会長・原田季昭副会長・原田吉一会計水嶋富士雄総務・小池忠世話人・鈴木奈々子話人その他共々に参加致しました。

講演は、本山教学部長の小藪実英僧正様による「弘法大師さまの前向きな心」の解りやすく為になるお話しと、次に本山布教師吉武隆善僧正様による「日々修行」の身体を使ったとても楽しい、お坊さんにしては新

しい体験型のお話しが有りました。

講演後は、懇親会が有り、他のお寺の多くの檀信徒方々の様子も拝見で来ました。良い経験が出来、満足な遊行でした。

本堂大掃除「仏器磨き」とお餅つき会

十二月二十三日(金)午前十時より、本堂と境内の大掃除を行います。ご本尊さまの周りや、佛器や佛具類を拭き清めて、越年読経会の準備をいたします。

その後、ご本尊さまへのお供えとして、お正月用のお餅つきをいたします。鏡餅を丸め、ご参加の皆様へもお裾分けで、突きたてのお餅をお持ち帰り頂く予定です。

準備の都合も有りますので、出来るだけ事前に人数のご連絡をお願い致します。隣接の世話人宅より白や杵や蒸籠をお借りして盛大に行いたいと思います。

世話人さんを中心に行事を致しますが、護寺会会員に限らず、近隣の方や、興味のある方など、壁を設けずに続けて行けるよう、多くの方々のご参加とご賛同をお願い致します。これこそ、皆さんが自主的に参加出来る大事な機会です。

年越しの祈願法会(守護札の祈願厳修)

大晦日午後十一時より明けて元旦の午前一時まで、年越しの読経と新年祈禱を行います。午年の土鈴・宝来(切り紙)そのた参拝記念を授与いたします。

節分会護摩祈禱お札のお申込と受付

二月三日(金)午前十一時より、茅ヶ崎警察署横の圓蔵寺さまにて、節分護摩祈禱大法会を開催いたします。お札のご希望は、千手院寺務所にお申込ください。

家内安全・身体堅固・商売繁盛等、いろいろなお願ひ事が可能です。

春季彼岸会 閻魔十王祭

三月二十日(月)春分の日の午前十時より写仏写経・勤行次第読誦・法会・法話。

その後、昼食会を予定しております。参加は無料ですが、お供えやお賽銭はご自由にお持ちください。多くの方々のご支援ご協力でお寺は成り立っています。

平成二十九(二〇一七)酉年の回忌一覧

- 一 周忌 平成二十八(二〇一六)年
- 三 回忌 平成二十七(二〇一五)年
- 七 回忌 平成二十三(二〇一一)年
- 十三 回忌 平成十七(二〇〇五)年
- 十七 回忌 平成十三(二〇〇一)年
- 二十三 回忌 平成七(一九九五)年
- 二十五 回忌 平成五(一九九三)年
- 二十七 回忌 平成三(一九九一)年
- 三十三 回忌 昭和五十九(一九八五)年
- 三十七 回忌 昭和五十六(一九八一)年
- 五十 回忌 昭和四十三(一九六七)年

※ご法事をご希望の方は、お寺に日時を確認をしてからお決め下さい。同じ日時に法事が重なる場合は先着順といたします。譲り合って気持ちよくいたしましたしように。

◎必要事項は左記の内容です。

- ① 日時と場所の確認を一番にします。
- ② 卒塔婆の名簿をふりがな付きで提出。
- ③ 参加者の人数を前日までに確認。
- ④ 食事の有無と場所を確保します。
- ⑤ 生花と供物の注文を頼むか持参か。
- ⑥ 位牌と遺影は機に応じて考えましょう。

お墓の環境を守るために大切な事です

- ① お墓の永代使用権は、各継承者が住職(管理権限者)の指示に従っている限り永代に使用できる権利の事をいいます。お墓には、所有権がありません、個人の自由で譲渡は出来ません。供養の継承者を住職に対し承認申請を行って下さい。
- ② 既存の墓石改修は、必ず住職の許可を得てください。施主と石材店は住職との面談で施行することが義務となります。
- ③ 墓所での読経は、墓石を外す前と完成時の二回行います。今まで失念していた方はお申し出ください。
- ④ 住職の権限を軽視した行動は、墓所の環境を守ることが困難に成ります。必ず住職に相談の上、墓所を守りましょう。(管理は湘南メモリアルネット・沼上氏)

〒253-0015

茅ヶ崎市代官町 1の4

☎0467(51)9758

高野山真言宗 千手院